

余剰電力売却仕様書

1 概要

(1) 適用範囲

本仕様書は、湖周行政事務組合（以下「甲」という）が行う諏訪湖周クリーンセンターの発電余剰電力の売却について適用する。

(2) 件名 諏訪湖周クリーンセンター余剰電力売却

(3) 供給場所 長野県岡谷市字内山 4769 番 14 外

(4) 業種 一般廃棄物の焼却施設

(5) 発電設備 2, 050kW

(6) 供給電気方式等

ア 電気方式 交流三相三線式

イ 供給電圧 6, 600V

ウ 周波数 60Hz

エ 本線 1回線

(7) 認定発電設備 本施設は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再エネ特措法という」）第6条に規定されるバイオマス（一般廃棄物）発電設備の認定を平成26年12月9日に受けています。（売却電力量の50%相当を予定）

2 売却仕様

(1) 契約方法 単価契約

(2) 予定売却電力 3, 360, 696kWh

(3) 履行期間 平成28年12月1日から平成29年3月31日

(4) 売却単価区分及び時間帯区分別電力量

売却単価については、次の区分による

時間帯区分	
1.平日昼間	平日の8時～22時までの時間
2.夜間及び休日	上記1以外の時間帯

時間帯	バイオマス予定売却電力量 (kWh)	非バイオマス予定売却電力量 (kWh)
1.平日昼間	761,457	761,457
2.夜間及び休日	918,891	918,891

※月別余剰電力については別添資料1参照

※平日とは次に掲げる以外の日とする。

- ・日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に定められた休日
- ・1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日

(5) 優先買取

買取者（以下「乙」という）は諏訪湖周クリーンセンターから発生する余剰電力を優先的に買取ることができるものとするが、全量を買取るとはできない。なお、優先買取後の余剰電力については、甲が当該地域を管轄する一般電気事業者である中部電力株式会社（以下「丙」という）へ売却するが、乙はこれに同意すること。

(7) FITに係る特定契約

乙は平成28年3月31日までに丙と特定契約を締結すること。

(8) 売却電力の増減

予定売却電力量は、運転計画の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態又は故障等により変動する可能性があるが、甲はその予定売却電力量に拘束されるものではなく、売却電力の増減による何らの義務を負うものではないとする。

(9) 契約単価について

各社ごとに設定した発電電力1kWhあたりの電力量料金とし、消費税抜きの単価とすること。有効数字は、少数点第二位までとする。

(10) 余剰電力の計量

ア 毎月の売却電力量の計量は、甲の供給場所に設置された取引電力計を介して、乙が行うものとする。

イ 計量日時は甲、乙が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取交わす。

ウ 毎月の売却電力量の算定期間は、毎月の1日から末日までの期間とする。

エ 計量装置に不具合が生じたときは、その期間内の売却電力量についてその都度、甲乙で協議し決定する。

(11) 電力料金の算定及び支払い

ア 乙は甲に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は前項によって計量された売却電力量に契約単価を乗じて得た額に消費税を加算した金額とする。

イ 前記アの電力料金の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

ウ 甲は前記により算定された当該月分の料金を翌月の7日までに乙に請求し、乙は請求書を受領した日の属する月の20日まで（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）に甲に支払うものとする。

(12) 接続供給契約

ア 余剰電力の供給のために別途乙と丙の接続供給契約が必要となる場合は、乙は乙の負担で丙と平成 28 年 3 月 31 日までに接続供給契約を締結し、必要な部分の写しを甲に提出するものとする。

イ 接続検討の申込が必要な場合は、乙の負担で乙が行う。

ウ 接続供給契約に必要な費用負担が生じた場合には、乙が負担する。

(13) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する丙との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という）を設置する必要がある場合は、乙の財産とし設置工事については、乙の負担で設置する。

イ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(14) 契約期間について

本契約の期間は平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし契約期間内に甲乙合意の下、1 年間の延長更新を可能とするものとし、以後も同様とする。

(15) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、甲乙協議により定める。